

道路交通法の一部改正

〔公布日〕 平成25年6月14日

平成 25 年 1 2 月 1 日 施行

1 悪質・危険運転者対策

無免許運転、その下命・容認及び運転免許証の不正取得の罰則の引上げ

無免許運転

無免許運転の下命・容認

免許証の不正取得

改正前

1年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金



改正後

3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

※「下命・容認」とは、自動車の使用者等が、その者の業務に関し、自動車の運転者に対して違法行為をすることを命じたり、運転者が違法行為をすることを認めることをいいます。

無免許運転幫助行為（自動車等の提供行為及び同乗行為）の禁止及び罰則規定の整備

●自動車等を提供した場合

無免許運転をするおそれのある者に自動車等を提供し、自動車等の提供を受けた運転者が無免許運転をした場合



3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

●同乗した場合

自動車等の運転者が運転免許を受けていないことを知りながら、その運転者に対し自動車等を運転して自己を運送することを要求・依頼して同乗した場合



2年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金

2 自転車利用者対策

自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等に関する規定の整備

内閣府令で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はその自転車のブレーキを検査したり、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令することができます。

命令に違反した場合



5万円以下の罰金

◎ 内閣府令で定める基準とは？

- ・ 前車輪及び後車輪を制動すること。
- ・ 乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備

自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。

改正前

改正後

